

1.3. 内部統制に関する6つの問題点 ■財務規程に準拠していない現預金の管理他

監査の結果

(1) 証憑の管理

- ① 支払済の証憑について、「支払済」の印が押されていない。
二重支払いを防止するため、支払済の証憑については「支払済」の印を押すべきである。
- ② 領収書綴りには、事前に一連番号が付されていない。
支払いは主に銀行引落として行われており、領収書を発行する機会はほとんどないとのことであるが、領収書綴りを保有する以上は、流用を防止するためあらかじめ一連番号を付すことが必要である。また、使用済領収書綴りは、経理部門に返却し、内容をチェックのうえ一定期間保存するようにする。

(2) 物品販売収入の管理

- ① 1階と13階の売場において日々の売上を記録し（数量と金額）、事務局において売上記録と現金を照合しているとのことであるが、照合した証跡がない。
照合した人間が押印し、照合の証跡を残して責任を明確にすべきである。
- ② 販売実績のなかった日は、売場において売上記録を作成していない。
後日、抜取が判明するよう販売実績のない日の売上記録も作成すべきである。
- ③ 売場における売上記録の作成が鉛筆書きで行われている。また、日々の売上額を封筒に入れる際に、封筒の裏に鉛筆で金額を記載して金庫に保管している。
改ざん防止のため、記録はボールペン書きにすべきである。

(3) 駐車場収入の管理

- ① レジを使用しており、事務局において日々レシートと現金を照合しているとのことであるが照合した証跡がない。照合した人間が押印し、照合の証跡を残して責任を明確にすべきである。
- ② 無料駐車券については、管理簿が作成されていなかった。
無料駐車券は現金同等物であるから、管理簿を作成し、定期的に照合すべきである。

(4) 販売用物品の管理

販売用物品の実査を行い、受払表の残高と照合したところ、テレホンカードにつき5枚不一致があった。調査の結果、5月の記入漏れであることが判明した。半期に一度（3・9月）実査を行っているとのことであるので、本来は9月末に発見されているはずのものである。販売用物品は単価の低いものが多く、費用対効果の観点から実査省略が合理的な場合もあるが、切手やテレホンカードのように換金性の高いものについては、定期的に実査し、照合の証跡を残すべきである。

(5) 現金・預金の管理

財務規程第27条によると「出納責任者は収納した金銭を、その日のうちに銀行に預け入れ（以下省略）」することが要求されているが、実際の預け入れは週2回にとどまっている。又、財務規程第35条2項によると「預貯金については、毎月一回預貯金の残高証明書により、その残高を帳簿残高と照合（以下省略）」することが要求されているが、実際の残高証明書の入手は期末の一回にとどまっている。振興協会においては小切手や手形は使用されておらず、現預金管理の重要性は高い。規程に遵守した業務をおこなうべきである。

(6) 観覧券の現物管理

未使用観覧券は2階の倉庫と6階事務所のキャビネット内に保管されている。受払簿には払出先、番号及び枚数が記入されているが、次のように改善すべきものとする。

- ・受入冊数、払出冊数、残高が一覧できるような様式とする。
- ・払出者の受領印またはサインの欄を設ける。
- ・定期的に保管担当者以外の役職者が受払簿残高と現物を突合する。

1 4. 計算書類に関する6つの問題点 ■事業費のない収支計算書他

監査の結果

(1) 財産目録の記載

振興協会の財産目録は貸借対照表と同じであり、財産の明細の記載がない。財産目録は、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を表示するものである。(公益法人会計基準第7、様式6参照)例えば、現金や預金は、貸借対照表では「現金預金××円」として表示されるが、財産目録では、「現金預金」の明細として「現金－手許有高××円」「普通預金－〇〇銀行〇〇支店××円」として表示することになっている。

(2) 計算書類に対する注記

計算書類に対する注記がされていない。
公益法人会計基準は、その第8において「計算書類には、次の事項を注記しなければならない。」として9つの注記事項を掲げている。様式も同基準で定められており(様式5)、早急に改善すべきである。

- ① 資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準、資金の範囲等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- ② 重要な会計方針を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
- ③ 基本財産の増減額及びその残高
- ④ 担保に供している資産
- ⑤ 次期繰越収支差額の内容
- ⑥ 固定資産について直接法によって減価償却を行っている場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- ⑦ 保証債務
- ⑧ 必要に応じ、資産負債の重要な科目別増加額及び減少額
- ⑨ その他収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 予算に対する注記

収支予算書に注記がなされていない。

公益法人会計基準は、収支予算書に2つの注記をすべきことを規定している。(第2、第2項) 一つは「借入金限度額」であり、もう一つは「債務負担額」である。借入金限度額とは、当該年度中において許容される短期借入の最高限度額をいい、法人の財務の健全性を確保するため、収入支出の予算に計上されない、つなぎ資金の短期借入金残高の枠を意味する。

債務負担額とは、次年度以降の各年度において許容される債務負担の最高限度額及びその累計額をいい、上記と同様の趣旨で契約による長期の債務負担の額の枠を示すものであるが、具体的には、数年度にまたがる支払手形の発行や固定資産の年賦による購入など、後年度において支出が予定される長期の未払金等がこれに該当する。

この注記は、社員総会において承認される予算の一部を構成しており、法人の社員が理事に対し、許容額を上回る債務を負担しないよう限度額を設定し、法人のリスクを回避しようとする趣旨で規定されている。注記の要請は法人内部における予算執行上の管理の問題であり、担保力や借入可能性の有無に係わらず、たとえ許容額がゼロであっても注記が必要である。この点に関し、県所管課に当初誤解があったが納得済みである。

(4) 事業費の区分

収支計算書の支出項目が管理費のみであり、事業費の区分がない。

公益法人会計基準においては、事業費と管理費は大科目として区分されている。(別表1、様式1、2) 比較可能性の問題もあり、又、指導監督基準(P67参照)の運用指針の第5財務会計の(8)において、「管理費の総支出額に占める割合は過大とならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。」としていることから、その区分は不可欠である。

(5) 退職給与引当預金支出の区分表示

退職給与引当預金を積立てるための繰入支出が、管理費中の「退職金」の中に含めて表示されているが、毎年退職者に対し退職金を支払っているかのごとき誤解を生じさせている。

法人が、将来の退職金の支払に備え銀行預金等で退職預金を積立てる場合、その支出は「退職給与引当預金支出」科目で表示される。一方、実際に退職者に退職金を支払った場合、その支出額は「退職金」科目で表示される。従って、退職預金を積立てる場合には「退職金」と区分し「退職給与引当預金支出」として表示すべきである。

振興協会の財務規程には当該科目が掲記されていない。従って、先ず同規程、別表第1、収支計算書の勘定科目取扱要領の大科目である「特定預金支出」の中科目として「退職給与引当預金支出」を追加することが必要である。

尚、同取扱要領では収支計算書の「退職給与引当預金繰入支出」に対応する「退職給与引当預金増加額」（正味財産増減計算書）及び「退職給与引当預金」（貸借対照表）は掲記されている。

(6) 社団法人青森県産業振興協会の平成12年度正味財産増減計算書の期末正味財産額と平成13年度正味財産増減計算書の期首正味財産額が9,777千円不一致となっている。これは、平成12年度に退去したテナントに係る入居保証預り金の没収部分であり、本来は平成12年度正味財産増減計算書に明示すべきものであったが、当該処理がなされていなかったため、平成13年度の期首正味財産額を直接修正したものである。年度間の繰越額に相違があるのは妥当な処理ではなく、13年度の正味財産増減の一項目として過年度修正項目を掲記すべきであった。今後そのように処理されたい。

15. 会計処理に関する14の問題点 ■規程が要請する減価償却手続の欠如他

(1) 減価償却

① 財務規程

財務規程第92条は「年度決算においては、少なくとも次の事項について、計算を行うものとする。」とし、減価償却費の計上を第1番目に掲げている。又、同第83条は、減価償却は定額法によること、計算書類の表示は直接法によること、耐用年数は税法耐用年数によることを規定している。

② 監査の結果

a. 振興協会では法人設立以来、減価償却の手続きが行われていない。この結果、平成14年3月31日現在、一般会計において196,933千円、特別会計においても1,929千円の償却不足があり、貸借対照表及び正味財産増減計算書の正味財産は、約2億円過大に表示されている。

b. 収益事業を行っている特別会計について、税務申告のため簿外で減価償却を計上し、貸借対照表と損益計算書とを作成している。帳簿上、損金経理をせず、決算書上のみで償却を実施することは妥当な処理とは言えない。

c. 平成9年に建物、構築物を県に移管処理をしているが、その移管され、県有財産となった構築物について、税務申告書上、減価償却を行っている（年額208千円）。

e. 一般会計、特別会計のいずれにおいても財務規程に準拠して減価償却費の計算を行い、帳簿上においても、計算書類上においても減価償却費を計上する必要がある。又、県有財産についての償却は認められない。

(2) 什器備品・展示物の物品管理

監査の結果

a. 什器備品・展示物については、固定資産台帳によって管理が行われているが、実地調査を十分に行っていない。最低1年に一度、固定資産台帳に計上されている什器備品・展示物の実在性の確認をすると共に、過不足がある場合には、直ちにその原因追及を行うべきである。

b. また、什器備品・展示物について一部管理番号が付されていないものがある。付されているものの中に一部重複しているものがある。管理番号を記載したシールを現物に添付するとともに、固定資産台帳にも管理番号を入力し、両者の照合が容易にできるような状態にしておくことが必要である。

c. 固定資産台帳と現物の照合をしたところ、現在、使用していないワープロが数台散見された。また、平成5年4月に取得した事務効率改善システム(1,865千円)は、現在新しいシステムに移行されており、使用されていないものである。固定資産の廃棄に関する文書の様式と承認関係の規程を整備し、不要なものは、適時に処分することが望ましい。

(3) 什器備品・展示物の会計処理

監査の結果

a. 固定資産は、展示物と什器備品から構成されているが、貸借対照表上のそれぞれの金額と固定資産台帳のそれぞれの金額が一致していない。原因は、平成10年3月期に252千円の什器備品を廃棄処分したが、その際、什器備品の取得価格を減額すべきところを、展示物の取得価格を減額していたことによる。その結果、平成10年3月期より、展示物が252千円過小に表示され、什器備品が同額過大に表示されている。

b. 特別会計の什器備品に関して、貸借対照表と法人税申告書別表16（有形固定資産の減価償却明細書）の合計額が一致しない。原因は、平成4年3月期に取得した414千円のワープロを誤って、219千円と計上したためである。この結果、平成4年3月期より、什器備品が194千円過小に表示されている。

(4) 修繕費に係わる取扱

監査の結果

a. 財務規程によると250万円を超える契約は、契約書を取り交わすことになっているが、9月28日に支出した9階改装工事5,976千円について契約書が交わされずに処理されていた。規程に従い、250万円を超える契約は契約書を作成する必要がある。

b. 財務規程によると、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上の資産は、有形固定資産として処理する旨の規程があるが、特別会計で7月31日に支出された駐車場レジ651千円が、什器備品費として処理されている。これは、有形固定資産として貸借対照表に計上し、収支計算書において固定資産取得支出として処理されるべきである。

(5) 退職給与引当金の計上と規程の整備

監査の結果

a. 振興協会は、退職金の準備資金（資産）としての「退職給与引当預金」は積み立てているが（貸借対照表P136参照）、退職した場合に発生する条件付債務（負債）としての「退職給与引当金」は計上していない。

公益法人会計基準において計上が義務づけられており（基準別表3）、又、財務規程第92条は「年度決算においては、少なくとも次の事項について、計算を行うものとする。」とし、退職給与引当金の計上を第3番目に掲げている。当該規程に準拠した場合17,821,926円の退職給与引当金が計上漏れとなっており、同額だけ正味財産が過大に表示されている。

b. 振興協会は、退職金の支給については、勤続年数や等級に応じ青森県の規則に従った金額を支給しているが、法人独自の退職金規程はない。今期より、中小企業退職金共済制度に加入し、同制度からの退職金と振興協会から支払う退職金と2階建てとなるが、その旨を含んだ退職金規程を作成する必要がある。

(6) 賞与引当金の計上漏れ

監査の結果

賞与引当金が計上されていない。賞与の支給基準は「青森県人事委員会
給与等事務便覧」に従っており、以下のとおりである。

勤勉手当：毎年6月と12月に支給。

6月支給分：前年 12月2日～ 6月1日が支給対象期間

12月支給分： 6月2日～ 12月1日が支給対象期間

期末手当：毎年3月と6月、12月に支給。

3月支給分：前年 12月2日～ 3月1日が支給対象期間

6月支給分： 3月2日～ 6月1日が支給対象期間

12月支給分： 6月2日～ 12月1日が支給対象期間

平成14年6月に既に支給された賞与をベースに、期末時点で計上すべきであ
った賞与引当金の金額を算定すると以下のとおりである。

勤勉手当：

一般会計：1,027,611円×4ヶ月/6ヶ月 = 685,074円

特別会計： 501,589円×4ヶ月/6ヶ月 = 334,393円

合計 1,019,467円

期末手当：

一般会計：2,441,988円×1ヶ月/3ヶ月 = 813,996円

特別会計：1,356,859円×1ヶ月/3ヶ月 = 452,286円

合計 1,266,282円

以上より、合計2,285,749円 (=1,019,467円+1,266,282円) を賞与引当金と
して計上すべきである。

(7) 棚卸資産の計上漏れ

監査の結果

テレホンカード、ビデオなどの販売用物品について、期末に在庫品があるにもかかわらず棚卸資産として計上していない。販売用物品の受払表より、平成13年度期末時点の棚卸資産の残高を算定すると以下のとおりである。

これらは棚卸資産として計上すべきである。

テレホンカード：	125,022円
ビデオ：	82,840
お便りセット：	80,000
その他：	<u>22,000</u>
合計	<u>309,862円</u>

(8) 未収金・現金の誤計上

監査の結果

駐車場業務委託会社に対する未収金として表示されている3月末日の有料駐車場代金 363,375円は、当日が日曜日であるため銀行入金できず振興協会職員が現金を確認後、金庫に保管していたものである。従って、貸借対照表上、未収入金ではなく現金として表示しなければならない。又、収入の認識時点は、銀行預金に預け入れた時点ではなく、駐車料金の発生時点（一般的には、当日）である。

(9) 仮勘定の清算

監査の結果

仮勘定は、期末日において収入支出はあったものの、処理すべき勘定や金額が不明の場合に限り計上が認められる。平成13年度末における仮受金勘定の内容は以下のとおり。

①食事代（一般会計）：	53,285円
②未振替（特別会計）：	<u>33,050円</u>
合計	<u>86,335円</u>

①の食事代は、館内の会議室を利用した人が館内に入居しているレストランで食事を取ったとき、本来であれば会議室を管理している当協会とレストランに別々に支払いをすべきところ、一括して当協会に支払いをしたために生じたものである。翌期にレストランに対し精算を済ませた時点で解消されている。実態は預り金であるから「預り金」勘定に振替るべきである。

②の未振替は、一般会計の口座で受け入れるべき入金を特別会計の口座で受け入れてしまったため、口座振替までの期間、特別会計の仮受金として計上したものである。翌期に口座を振替えた時点で解消されている。「収入」として計上するべきである。

(10) 特定積立金の目的

監査の結果

特定積立金の内訳は以下のとおりである。

①アスパム活性化積立金（一般会計）：	100,000,000円
②駐車場設備修繕積立金（特別会計）：	<u>2,000,000円</u>
合計	<u>102,000,000円</u>

①は平成8年度に25,000,000円、平成9年度に15,000,000円、平成10年度に60,000,000円をそれぞれ積立てたものである。②は平成13年度に2,000,000円を積立てている。積立の原資は単年度及び繰越の収支差額である。

①②それぞれ「アスパム活性化」「駐車場設備修繕」の名称が付されているが、具体的な活性化計画や駐車場の設備修繕計画があるわけではない。

一般会計において、市町村振興協会から毎年5,000,000円の補助金を受領している事実と、振興協会が営利を目的としない公益法人であることを考えると、使用目的の明確でない積立金を一般会計において多額に保有することには疑問がある。上記特定積立金のうち、計画入居保証預り金62,770,000円に対応する金額については、入居者の退去時に返還する義務があるので、特定預金として拘束すべきである。又、表示上、特定積立金は流動資産ではなく、固定資産に計上される。

(11) 雑収入について

監査の結果

- ① 一般会計の雑収入に計上されている青森県物産株式会社からの受取配当金600千円は源泉所得税控除後の金額である。公益法人が支払を受ける利子配当等については所得税を課さないことになっているが（所得税法第11条第1項）、150千円の源泉徴収がなされた結果になっている。所轄税務署に相談の上、可能であれば還付請求をすべきである。
- ② 一般会計の雑収入（雑収入）に預金利息2,177円が含まれているが、これは雑収入（預金利息）として処理すべきである。

(12) 駐車料金補填金の計上区分

監査の結果

一般会計「その他の収入」に計上されている「しんこう会」（取引業者の親睦会）からの収入3百万円は、「しんこう会」会員に対する駐車料金割引の補填金である旨の説明を受けた。又、「しんこう会」の収支予算書の支出項目として駐車場料金として3百万円が計上されてきている。

監査の過程で、当該収入は「しんこう会」負担金（共同とする広告負担金）の戻しの意味合いもある旨の説明もなされたが、前記のように「しんこう会」の予算書に明確に駐車場料金と記入されていること、又、負担金の超過分の戻しであるならば「しんこう会」全会員に対し、一定の算定基準に基づき負担金の戻しがなされるべきであるのに、そのような規定も戻しの事実もない。

駐車場利用料収入は税務上の収益事業として特別会計で会計処理がなされている関係上、「しんこう会」からの駐車場料金は一般会計ではなく特別会計で収益計上する必要がある。

(13) 講演料謝金の源泉徴収について

監査の結果

報酬・料金等については、所得税法204条1項により報酬の支払者に源泉徴収義務が課されている。これらの源泉徴収税額は、業種・性格により計算方法が異なるが（所得税法205条）、振興協会が13年11月に支払った「三味線秋の段」の謝金 710,000円は同条5号に該当し、10%の源泉徴収が必要である。しかしながら、源泉徴収前の金額（1回1万円×71回）で支払われている。謝金の支払いの都度、源泉徴収の必要性を検討することが必要である。

(14) 契約書記載の消費税等の金額

監査の結果

青森県と締結した緊急地域雇用対策事業業務委託契約書に記載された委託料2,300,000円（但し事業終了後81,262円を返還）にかかわる消費税等の金額（内税）が誤って39,586円になっていたが、正しくは109,524円である。

原因を調査したところ、積算上の人件費部分を不課税と考えたことによるものであったが、人件費を含む積算額合計に消費税等が課税されるので、今後取扱に注意が必要である。